

第 2 回検討会後の委員及び委員及びオブザーバーからの意見集

表 1 第 2 回検討会後の委員及びオブザーバーからの意見集（阿部委員・4 件）

No.	意見内容
1	第二種事業について 第二種事業は第一種事業に準ずる規模のものとして、第一種事業に対する比率を 0.75 と定めているものであり、風力発電事業に限ってこれを変更することは困難であると思います。また、第二種事業のアセス要件の判定は、省令で定められており、内容の変更は風力以外の発電事業にも及ぶことから、この検討会で議論することが適切であるかは疑問です。
2	50000kW の妥当性について 洋上風力を中心に風車が大型化し事業が大規模化している中で、リプレース等を中心とする小規模な事業を条例でカバーし、法アセスではより大規模な事業のアセスに注力することで役割分担をはかることが必要になってくると言う点は理解できます。風力アセス案件が多すぎるため、国でのアセス審査が十分かつ迅速に対応できていないという現状もあります。ただし、50000kW が妥当かどうかについては良く検討が必要です。20000kW や 40000kW に引き上げた場合はどうなのかなど、複数案の検討が成されていないことに疑問を感じます。法と条例でのカバー率、他事業（特に太陽電池発電との比較）など、複数案で多角的に検討されていないと、規模の妥当性が議論しづらいと思います。
3	条例アセスについて 環境影響評価法は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象としていることから、国の法アセスで扱う範囲と条例アセスで扱う範囲でそれぞれ適切な要件を定めることが重要と考えます。条例アセスが法アセスに準じて規模が設定されることから、仮に法アセス要件を 5 万 kW とし、条例アセスの要件をその半分とした場合、18750～25000kW が条例アセスの第二種事業となり、18750kW 未満はカバーできなくなりますがその点はどうのように対処すべきでしょうか？自主アセスで対応するということになるのでしょうか？
4	スクリーニングについて 規模要件を緩和した場合、現行でアセス要件となっている 1 万～5 万 kW をスクリーニングでカバーするというご提案でしたが、具体的にはどのような内容を想定されているのでしょうか？国や条例アセスでカバーできない部分は、自主的な対応が行われるという理解でよろしいでしょうか？

注：意見の記載順及び内容は、原則原文通りとした。

表2 第2回検討会後の委員及びオブザーバーからの意見集（荒井委員・4件）

No.	意見内容
1	条例未設定の自治体の状況について 環境影響評価条例において風力発電所を対象としていない県(特に、青森県、岩手県、秋田県、鹿児島県など、風況適地に該当する県)では、条例を定めずにどのように風車設置に対する環境影響に対処してきたのか。前回検討会の説明では法対象事業として法がカバーとの推測であったが、法対象事業以外で合意形成不足などは発生していないのか。また、これまで環境省からの条例アセス対応を促すことはしなかったのか。環境省から条例アセス対応を促せば、ご理解いただけるものなのか。
2	規模要件緩和に向けての国の対応について 規模要件を緩和した場合、1万kW～3.75万kWの間で抜け落ちる案件に対して自治体や事業者任せではなく、国として何らかの制度を設ける予定はあるのか。
3	前回検討会結果との整合性について 前回の検討会でも要件緩和は議論となったが、データ不足を理由に1万kW継続とした。今回も事後調査結果10件という状況において、スクリーニングに活用できるデータ数は十分といえるか疑問である。スクリーニングに活用するデータ収集についてビジョンがあれば提示して頂きたい。
4	要件緩和に伴う自治体判断のばらつきへの対応 規模要件緩和に伴い、自治体の条例改正などが各自治体任せになることが懸念される。適切な対応が困難な自治体があることも想定される。しかし自治体ごとに対応にばらつきが生じることは避けるべきと考える。全自治体との合意形成および仕組みの構築に必要な時間はしっかりと見積もる必要がある。

注：意見の内容は、原則原文通りとした。

表3 第2回検討会後の委員及びオブザーバーからの意見集（（公財）自然エネルギー財団・9件）

No.	意見内容
1	前回の2月8日に開催された第2回委員会において、前回提出した当方の意見聴取ペーパー意見が、適切に反映されていませんでした（資料1「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会論点整理の視点」）。委員会とその後のメールにおいて、訂正を求め、事務方からも対応すると謝罪されたのですが、未だ訂正されていませんので、早急な訂正を求めます。 前回の2月8日に開催された第2回委員会において、前回に提出した当方の意見聴取ペーパー意見が、適切にとりあげられていませんでした（資料1「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会論点整理の視点」）。いったん3日に提出したものについて、再提出をしたい旨、4日に電話でお話しし、2月5日15時15分付で再提出をさせていただいたものです。時間がない中で対応されている委員会事務局には、再提出の手間をかけてしまい、申し訳ございませんでしたが、意見が適切に反映されていない（中心意見でない部分につき繰り返し取り上げるなど、むしろ不適切な取り上げられ方をしている）ことについては、訂正を求めます。委員会でもこの件について発言し、その後メールにおいても訂正を求め、事務方からも対応するとメールで謝罪されたのですが、未だ（2月15日24時現在）対応がございません。早急な訂正を求めると同時に、同じ内容も今回再度提出いたしますので、適切な取扱いを望みます。
2	これまでの環境影響評価対象事業のうち、風力発電所が半分以上を占めているのは、現状の風力発電に対する要件が厳しすぎることの左証である 国による環境影響評価手続き（法アセス）は、1999年の制度導入以来、道路、河川、空港、鉄道など主に大規模な公共的事業を対象としてきた。これまでに718件の事業が手続きを実施しているが、風力発電所は、法アセスが導入されてから13年後の2012年に対象事業に追加されたにもかかわらず、421件（手続終了119件、手続中302件）と、現在では、案件の大部分を風力発電所が占めている。著しく均衡を失った状況が生まれていると言わざるをえず、これは、風力発電の規模要件が、他の事業に比べ相当程度、小規模な水準に設定されたことによるものであり、早急に是正すべきと考える。
3	気候変動は生物多様性を脅かす直接的な要因である。生物多様性の保全を行うためには、十分な気候危機対策をとることが求められている。議論を行うためには、科学的な考察が必須であり、環境省についても、気候危機が鳥類に与える影響、また、風力発電が鳥類に与える影響について、科学的な調査報告をとりまとめることが望まれる。 気候変動は生物多様性を脅かす直接的な要因であると共に、気候危機対策を進めることは、生物多様性の保全にもつながる。 気候対策を進めることが生物多様性の保全にもつながるとして、例えば、2019年12月に国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林総合研究所が、立命館大学、京都大学、国立研究開発法人 国立環境研究所、東京農業大学と共同で実施した研究では、パリ協定の目指す長期気候目標である2℃目標達成のための気候対策の実施が、森林生態系を含む世界の生物多様性に与える影響を評価している。研究では、2℃目標を達成することにより、生物多様性の損失が抑えられることが予測されている¹。つまり、適切に気候対策を実施することで、気候危機と生物多様性破壊の双方から免れることが可能である。 気候危機が鳥類に与える影響について、日本では、科学的包括的な調査研究は存在しない。一方で、海外では、さまざまな調査研究が出されており、国が積極的に科学的調査をサポートし、情報発信も行っている。日本の環境省においても、気候危機が鳥類に与える影響について、包括的な科学調査を実施し、公開することが望まれる。

No.	意見内容
	¹ Biodiversity can benefit from climate stabilization despite adverse side effects of land-based mitigation, Ohashi, et. al, NATURE COMMUNICATIONS (2019) 10:5240 https://doi.org/10.1038/s41467-019-13241-y www.nature.com/naturecommunications
4	気候変動は鳥類を脅かす直接的な要因となる。議論を行うためには、科学的な考察が必須であり、風力発電の鳥類に与える影響について、環境省主導で、科学的調査を行うべきである。 風力発電は気候変動を抑制することで地球規模での生態系や鳥類を保全するが、個別の発電施設は、タービンや送電線などの構造物に鳥類が衝突するなど、影響を与える可能性がある。一方で、風力発電を含むすべてのエネルギーは環境や鳥類に影響を与えるため、その影響は相対的に比べられる必要がある。つまり、化石燃料による発電が地球規模で与える気候危機や地域に与える大気汚染の影響や、原子力発電が巨大大事故や放射性廃棄物により与える広範囲で長期の影響と、個別の風力発電施設が与える影響を同じスケールで比べることは適切ではない。 例えば、個別の風力発電施設が環境に与える影響について、1896年に設立された、60万人のメンバーを有する全米で活動する鳥類保護の団体「Audubon (オーデュボン)」は、風力エネルギーのメリットは、最もリスクの高い鳥類や脆弱な生活環境にある人々にとって非常に大きいとしている。そして、個別事例での鳥類への影響を避けるために、むしろ積極的に風力発電の設置プロセスに関与し、適切に設置されたプロジェクトをサポートし、風力エネルギーの建設に携わっている。オーデュボンによれば、特に夜間に渡りをする鳥の平均飛翔域にまで達する可能性のある大型のタービンプレードの場合は鳥類に与える影響が大きく、タービンへの衝突が原因で年間14万羽から50万羽の鳥類が死亡していると推定しているが、こうしたかなりの数の死亡例にもかかわらず、外飼いの猫や建物の衝突による死亡数に比べればかなり少ない、としている。相対的な環境影響の比較により、さまざまな手段の中で、風力発電はむしろ環境影響が少ない手法であると位置付けている。 日本でも、さまざまな立場から議論を進めていくために、風力発電所が鳥類に与える影響について、科学的根拠にもとづく調査結果が必要である。環境省においても、包括的な科学調査を実施し、公開していくことが望まれる。
5	風力発電の環境影響評価に関わる第一種事業規模要件は拡大すべきである 現在の規模要件の設定時に参照された事項として、火力発電所の土地改変面積やカバー率があった。 しかし、火力発電所の土地改変面積と風力発電所の敷地を同列に扱うことは適切でない。風力発電所は火力発電所と異なり、風車の占有のため土地改変が必要な面積は敷地のごく一部であり、たとえば、6.6万kWの規模の発電所(郡山市のケース)では、農地の永久転用面積は1.5ヘクタール程度である(施工のための一時転用面積は2.2ヘクタール程度)。火力発電のように、5ヘクタールが基準となるなら、3.3倍の22万kWが適当となる。そもそも、まったく性格の違う火力発電の建設に関わる規模を参照するという発想そのものが適切ではない。風力の環境特性をまったく考慮していない議論だったと言わざるを得ない。 また、カバー率については、水力発電所のカバー率(84%程度)と比較し、当時の風力事業の約8割程度を占めていた1万kWが妥当とされた。しかし、一機当たり2MW程度だった風力発電機は大型化し、事業規模も拡大している(これにより、効率的な風力利用につながり、環境影響を抑える効果もある)。こうした事情から、現在、1万kW規模ではカバー率が98%を超えている。 以上の理由から、規模要件の設定は、実際の事業の現状を考慮した数値をもとに見直すべきである。

No.	意見内容
	なお、国による環境影響評価手続き（法アセス）は、制度導入以来、道路、河川、空港、鉄道など主に大規模な公共的事業を対象として実施されてきた経緯がある。風力発電事業が対象になって以来、現在では、案件の大部分を風力発電所が占めており、著しく均衡を失った状況が生まれている。これは、上記のように、風力発電の規模要件が、他の事業に比べ相当程度、小規模な水準に設定されたことによるものであり、早急に是正すべきと考える。 小規模な風力発電事業でも環境影響は発生しうるが、それらは、特に重大な影響が予想されるものを除く、他の対象事業と同様に、条例アセスや自主アセス、あるいは法や条例に基づく規制措置などによる対応が可能であり、風力発電を例外的に小規模なものまで法アセスの対象とする根拠とはならない。
6	拡大第一種に応じて法アセスの対象外となる事業については、条例アセスと改定「自主アセス」を適用すべきである 先日のヒアリングでは、各自治体より、第二種の規模拡大が行われれば、条例アセスの対象も拡大していく見込み、あるいは、そもそも「〇〇kW 以上」と定めているので、漏れは想定しない、という意見があった。 国による法アセスの本来の趣旨を考え、また、法アセスではカバーできない地域環境の保全のための制度の必要性を考えると、個別の風力事業の多くの環境アセスメントは、条例アセスや、条例アセスが制定されていない自治体では、事業者の「自主アセス」を適用するべきである。 一方で、地域で実施される「条例アセス」については、むしろ「法アセス」よりも煩雑で不透明なプロセスを迫られる、という声も事業者からある。作業の迅速化を図るために、適切な標準処理期間の制定を促すことが望ましい。 また、先日のヒアリングでは現状の「自主アセス」では十分ではないという意見があった。例えば、事後調査の実施や公開、インターネットでの縦覧などである。こうした点については、規模要件引き上げに伴い、事業者も対応を行う必要がある。環境影響評価プロセスを事業の地域受容性を高め、むしろ風力発電事業の発展に資するものとして位置付け、自然保護団体や環境省など各ステークホルダーとも協議し、「自主アセス」の見直しを行うことが必要である。特に、情報公開については、事業者そのものが積極的に留意して行くべきである。 規模要件拡大を 2021 年度内に実施し、同時に条例アセス、自主アセスの適用・改定を行う必要がある。簡易アセス、ゾーニングの完備は、同時並行で中期的に進めて行くべきである。
7	中期的には、簡易アセスの導入を目指すべきである 環境影響評価プロセスは、事業の地域受容性を高め、環境影響を避けるために不可欠な取組である。 一方で、前述のとおり、ほとんどすべてのプロジェクトが詳細な「法アセス」の対象となるのは適切ではない。本来は、「法アセス」適用以外のプロジェクトをカバーでき、地域の受容性も高めることのできる「簡易アセスメント」の導入に、国は正面からとりかかるべきである。 「簡易アセスメント」は、現在の第二種事業のスクリーニングのための「簡易なアセス」とは異なる。地域への事業計画の説明や意見交換のための手続、アセス情報の公開が整備されたものとすべきである。 ただし、「簡易アセスメント」の導入については、「法アセス」全体の見直しが必要となり、かなりの時間を要するため、前述のように現在風力発電事業のほとんどが対象となっているような事態の是正に即座に対応できない。このため、中期的には「簡易アセス」の導入を目指し

No.	意見内容
	つつも、規模要件の拡大は 2021 年度中に実施し、条例アセス、改定自主アセス等を適用しつつ、迅速に進めるべきである。
8	環境影響評価の実施にあたって、その結果を、蓄積・公表すべきである 事業者が実施する環境影響評価情報が広く共有されれば、他の事業者との調査の重複が避けられ、一定の予測も可能となるなど、手続の合理化・迅速化に資する。また、第三者が環境への影響についていつでもチェック・評価が出来るようにし、透明性を確保することも、風力発電事業への信頼を高めることになる。環境影響評価情報は、国等のデータベースに集積され、また、広く公表されるべきである。 第一回会合でもコメントしたが、環境省がすでに有する「環境影響評価情報支援ネットワーク」サイトを通じて、国、自治体、事業者による調査の蓄積を行い、すでに行われている情報提供をさらに充実させていくことが望まれる。
9	ゾーニングの整備を一刻も早く実現すべきである 立地の誘導により環境への配慮が可能となるゾーニングは、環境アセスメントの基礎情報ともなり環境影響評価手続の合理化・迅速化に有益である。環境省は、全国規模でのゾーニングを早急に実施・導入すべきである。 また、第一回会合でもコメントしたが、環境省がすでに有する「環境影響評価情報支援ネットワーク」サイトを通じて、国、自治体、事業者による調査の蓄積を行い、すでに行われている情報提供をさらに充実させていく。 なお、ゾーニングが実施されてから後に規模要件の拡大適用がなされるのでは、現状の変更にはならないため、規模要件拡大を 2021 年度内に実施し、同時に条例アセス、自主アセスの適用・改定を行う必要がある。簡易アセス、ゾーニングの完備は、同時並行で中期的に進めて行くべきである。

注：1. 意見の記載順及び内容は、原則原文通りとした。

表4 第2回検討会後の委員及びオブザーバーからの意見集（NACS-J・5件）

No.	意見内容
1	5万kWの引き上げを前提とした検討をすべきではない 委員からも意見が共通して出ているように、規模に関わらず影響があるにも関わらず、5万kWへの引き上げの根拠は乏しく、「著しく影響があるもの」への線引きが難しい。規模要件の引き上げを前提として議論はせずに、それよりも再生エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方を法改正や他の法制度との連携も視野にした検討を深めるべきではないか。
2	自主アセスの妥当性を検討すべきである 小規模な風力発電事業を想定して作られた自主アセスの仕組みを、法アセス、条例アセスと比較し、1万～5万kWの対応として適正か検討すべきではないか。
3	環境影響評価図書の公開を義務化する 地域での累積的影響の検討・検証、事後調査の検証、住民の周知を進めるうえで、また風力発電の環境アセスメントをより良くするために活用するうえでも、環境影響評価図書の公開を義務化すべきである。
4	報告書の特例を見直す 評価書後に事後調査によって保全措置の効果をはかることや事業を順応的に運用するかが重要であり、その知見も十分には蓄積されていない。 この機会に電気事業による特例を見直し、環境大臣への送付の義務化と環境大臣意見が述べられるようにすべきである。
5	海外の最新の知見を活かして風力発電による生物多様性への影響回避する IUCN（国際自然保護連合）が2021年2月末にガイドライン「「ソーラーおよび風力発電開発に関する生物多様性影響の緩和」（仮訳）https://portals.iucn.org/library/node/49283を公表している。「リスクを管理するためには、風力発電や太陽光発電の拡大は、国や地域レベルでの生物多様性を考慮しなければならない」としており、計画初期段階の自然環境などへのリスク把握や脆弱な地域の可視化（回避・重要地域マッピング）などの有効なツールが紹介されている。今後の再生可能エネルギー導入の適切な推進のためには、このような国際的なガイドラインに沿って行くことは必要不可欠であり、日本でも国や地域レベルでの生物多様性を考慮したガイドラインを示すべきである。 また、EADASで希少種生息分布や渡りルートをより充実させ、脆弱性から回避エリアを明確にし計画段階で避けることもガイドラインに含めるべきである。

注：1．意見の記載順及び内容は、原則原文通りとした。

2．NACS-Jは、（公財）日本自然保護協会を示す。

表5 第2回検討会後の委員及びオブザーバーからの意見集（野鳥の会・2件）

No.	意見内容
1	規模要件の緩和について 先日の検討会では、規模要件の緩和を要求している協会等側は相変わらず、規模要件の緩和や撤廃をしても、風力発電事業が著しい環境影響を出さないという根拠、また、規模要件が1万kWであることがどのように日本で風力発電の導入を妨げているのか、および規模要件を引き上げることが日本での風力発電の導入促進にどのように貢献するのかについて、合理的かつ具体的な内容・根拠・数字を示すことができていなかった。 検討委員の議論をみても、現状で規模要件を引き上げることはできないのではないかという意見が大半を占めていた。一部の検討委員は規模要件の引き上げの必要性を認めつつも、規模要件以下の事業についてどのように地域の環境保全に配慮・担保できるのか、法制度等を整備する必要があると言及していた。しかし、今までの議論では、規模要件以下の事業についてでもどのように地域の環境保全に配慮や担保できるのか等については何ら有効な意見が出てこなかった。第2種事業の対象規模要件以下の事業は条例アセスに任せたいという趣旨の議論もあったが、風力発電事業が条例アセスの対象になっていない県がある。また、それらの県に条例アセスの対象とするよう環境省から働きかけることはできない。さらに、条例アセスの規模要件は法アセスのそれに追従するなどの課題があるなど、条例アセスがすぐに法アセスの規模要件以下の事業において地域の環境保全の担保措置になるという訳ではないことも明らかとなった。 そのようなことから、現在の状況では拙速に規模要件を緩和することに妥当性が見出せないと考える。このまま拙速に規模要件を緩和すると、環境問題や地域住民とのコミュニケーション不足が多く発生し、かえって風力発電の導入促進の妨げになる可能性がある。
2	よりよいアセスに必要な条件 ●アセス逃れの防止について 規模要件を大幅に引き上げると、要件以下での計画が増えることが予測される。その際、同一または同系列の事業者がタイミングを変えて同じような地域で事業を計画することを防ぐ等の措置を検討する必要がある。 また、出力抑制を行うことで対象規模要件以下の事業として計画される場合も増えると考ええる。しかし、環境影響は実際の出力ではなく、施設の規模や立地によるので、出力抑制したうえでの施設規模を要件として認めないようにする必要がある。 ●スクリーニングについて 仮に規模要件を第一種事業は5万kW以上などに緩和せざるを得ないとしても、1～5万kWを第2種事業または条例アセスの対象とし、スクリーニング対象にする必要があると考える。その際に必要になる措置や条件は、下記のとおりである。 ・1万kW以上かつ新たな規模要件以下の事業が2種事業のスクリーニングの対象となるよう、現在0.75の係数を0.2などに変更する必要がある、政令改正を伴う。 ・または、規模が1万kW以上の風力発電事業は、すべての都道府県で条例アセスの対象となるように、国が都道府県に指導または依頼する必要がある。 ・アセス実施の必要性の判断に環境省や住民の意見が反映されるようにする。そのためには、スクリーニング手続きを配慮書の中に位置付ける必要がある。それにより、スクリーニングが透明性の高い手続きにもなる。 例えば、植生自然度9・10の場所、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境が存在する場所、野生生物の重要な生息地若しくは生育地が存在する場所、EADASに掲載されている風力発電における鳥類のセンシティブティマップで注意喚起レベ

No.	意見内容
	ル A1～A3 になっている場所などは、規模要件にかかわらずアセスの実施を義務付けるなどの明確な基準が必要である。 ●ゾーニングについて 再エネの導入促進を図るには、ゾーニングを進めることが重要であることは、検討会参加者全員の見解が一致している。そのため、地球温暖化対策推進法の改正と併せて、ゾーニングの実施のための法制度の整備を早急に進めていくべきである。ただし、今後、全国でゾーニングを進めていくにあたっては、下記のような課題があるため、法制度の整備等によって解決していく必要がある。 ・経済産業省が所管する再エネ海域利用法における促進区域の指定を含め、今後実施されるすべてのゾーニングまたはそれに準ずるエリア選定（例：促進区域、保全区域、調整区域等）に環境省等の環境規制当局も関与するよう、アセス法または適切な法により定める必要性がある。 ・現在、ドイツやデンマークで行われる国、自治体、市民等が協力しながらゾーニングを行う協働型ゾーニングが重要と考えられる。さらに環境省が行うゾーニング実証事業の対象地域を増やしていく必要性があり、今後はゾーニングが終わった地域でないと風力発電を導入できないなどの制約が必要である。なお、ゾーニング制度が適用される前の駆け込み案件が増えないようにする必要もある。 ・環境省が全国を対象に一斉にトップダウン型ゾーニングを行うには、特に自然環境を対象とした情報収集を十分に行う必要がある。 ・温対法の改正により、市町村など自治体単位でゾーニング（促進区域の指定）や協議会設置が行われることになるようだが、協議会のあり方、促進区域の指定のあり方やルール、環境配慮事項の決め方等の指針またはガイドラインを作るなどして、全国的にできるだけ均質または一定の判断基準や根拠に基づいたゾーニングが行われるようにしないと、地域での合意形成が進まないと考える。特に、地域（市町村単位か）内に限らず、広く様々な立場の利害関係者を交えながら、開発により利益と影響を受ける者同士が公平に議論できる場を用意することが重要である。 ●その他、よりよいアセスの実施のために必要な事項 ・事後調査の実施とその結果（事後調査報告書）の公告・縦覧、住民意見またはパブコメの募集、知事および環境大臣意見の照会をアセス法の中で義務化し、事後調査の精度を高め、調査結果のさらなる積み上げとそれを利用した予測精度の向上を図ることが必要である。 ・累積的影響評価に関するガイドラインを作るなどして、事業者による客観性のある累積的影響評価の実施の手法を定める必要がある。なお、計画地の周辺に他事業者の既設風車が存在する場合だけでなく、計画段階の事業しかない場合でも累積的影響評価を実施することが重要となる。 ・予防原則を強化する必要がある。そのためには、環境影響を発生させた場合に厳しい罰則を受ける法律等の存在が必要になる。 ・種の保存法における罰則規定の強化など、自然環境保全関連法の強化、整備をする必要がある。例えば、風車建設などの開発行為が国内希少野生動植物種の生息に影響を及ぼした場合は、原因追究、稼働制限や一時停止、撤去等を義務化するなどである。それにより、予防原則も強化される。 ・または、事後に影響が出た際の保全措置の強化（原因追究、稼働制限や一時停止、撤去等の義務化）のための新たな法整備が必要である。

No.	意見内容
	・法アセスか条例アセスかにかかわらず、アセス実施対象となったすべての風力発電事業に係るアセス図書の公開の恒久化と二次利用可能なことを義務付けるが必要である。それをもって、風力発電の設置と稼働に伴う野生動植物への影響について研究を深め、効果的で意味のある累積的影響評価や、より詳細なゾーニングの実施に活かすこともできる。 ・EADAS 等の環境情報の利用の義務化（図書上で紹介するだけでなく、利用して立地選定を行う）。これにより、実質的な自然環境情報に基づくゾーニングとなる。

注：１．意見の記載順及び内容は、原則原文通りとした。

２．野鳥の会は、（公財）日本野鳥の会を示す。

表6 第2回検討会後の委員及びオブザーバーからの意見集（愛知県・4件）

No.	意見内容
1	条例での対応に必要な期間の確保について 環境影響評価法では、目的（第一条）において「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業」を対象としている。愛知県条例の目的も同様の規定で、対象事業の考え方については法と整合を図っており、法第二種事業を手続の対象（法手続をしないもの。）としている。 風力発電所に係る法の規模要件が緩和された場合、緩和後の規模要件未達の風力発電事業について、環境大臣意見と同様に事業計画見直し等の厳しい知事意見を述べている事例があることから、緩和後の法第二種事業に合わせて条例の規模要件を緩和することは難しいと考えられる。 一方、条例で法規模要件未達の事業を対象とすると、「環境影響の程度」の捉え方は変わらないものの、「規模が大きく」の捉え方が変わるため、条例本文の目的の規定の変更（「規模が大きく」を削除）や他事業の規模要件の見直しを含めた条例全体の枠組みの見直しの検討に及ぶ可能性が高い。 したがって、法の風力発電所の規模要件緩和に伴う条例の対応には相当の期間（条例全体の枠組みの検討のために最低1年程度の期間を要すると思われ、さらに周知期間が必要となる。）を要する可能性が高く、また、条例対象規模の上限を設定しているため規模要件緩和に係る法の施行時期までに対応を図る必要があることから、法の施行時期については、相当の期間を設けていただきたい。
2	条例も考慮した全体的な環境影響評価制度のあり方について 本検討会は、風力発電所の環境アセス手続の所要期間が長く、再生可能エネルギーの導入を阻害しているとの日本風力発電協会殿のご意見により、アセス法対象規模要件の緩和について検討をしている。 しかしながら、現状、法の規模要件未達の風力発電所を条例手続対象としている自治体が多くあり、手続期間も法とそれほど変わらない状況にある。 また、法の規模要件未達の事業について、条例でカバーするという前提で検討を進めると、本来の検討の趣旨である再生可能エネルギー導入促進から外れてしまい、また、自治体の条例が再生可能エネルギーの導入を阻害しているという構図になる。 したがって、再生可能エネルギーの導入促進の観点から、条例も考慮した全体的な環境影響評価制度のあり方について検討していただきたい。（条例に関しては自治事務ではあるものの、再生可能エネルギーの導入促進の観点から、条例手続の望ましい姿について明示していただきたい。）
3	条例手続について 条例手続に要する期間が法とそれほど変わらない状況にある中、条例手続が風力発電所設置等の阻害要因にならないかについて、前回検討会ではっきりした見解を聞くことができなかったため、改めて伺いたい。
4	規模要件の設定根拠について 前回検討会で、日本風力発電協会殿から、風力発電所の規模要件5万kWの設定根拠について、「カバー率」、「改変面積」、「コスト」の観点からの他事業種との比較によるご説明があり、自然エネルギー財団殿からも合理的な根拠であるとの賛同のご発言がなされた。 しかし、点事業である風力発電所の改変面積を面事業の100haと比較することは、事業特性が全く異なるため、比較に適していないと考える。

No.	意見内容
	前回検討会において田中委員からご指摘のあったように、風力発電所の垂直方向の障壁影響等の特性を踏まえた鳥類や景観等への環境影響の観点からの5万kWの設定根拠を整理の上、お示しいただきたい。

注：1．意見の記載順及び内容は、原則原文通りとした。

2．愛知県は、愛知県環境局環境政策部を示す。

以上